

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金
交付要綱（障がい分）

（目的）

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、障害福祉サービス施設・事業所等に対し、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、感染防止対策を継続的に行うための衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。

（補助対象者、補助対象経費及び補助率）

第2条 補助対象者、これに対する補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

（補助金の交付申請等）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2（1）の場合は、助成金申請書（様式1～3）に、別表2（2）の場合は、交付申請書兼請求書（様式4～6）に係関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第4条 知事は、前条に規定する助成金申請書又は交付申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する申請書の提出をもって替えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、知事は助成金申請書又は交付申請書兼請求書の提出をもって、補助事業者から補助金の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第5条 知事は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第6条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この

場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(加算金及び延滞金)

第7条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期にまでに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(書類の経由等)

第9条 申請者は、別表2の区分(1)の場合は、愛媛県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を経由して、助成金申請書を知事に提出するものとする。

2 第1項の規定により交付申請書が国保連を経由して提出された場合には、知事は国保連を経由して補助金を交付するものとする。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第10条 補助事業者は、第3条の助成金申請書又は交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式7）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助率	補助対象者 及び補助上限額
「令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業実施要綱（障がい分）」（以下、「実施要綱」という）第3条に規定する補助対象者に該当する愛媛県内の障害福祉サービス事業所等において、令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターのみ）の購入費用。	10分の10	別添1に定めるとおり

別表 2

区分	書類の経由機関	書類の提出先
	助成金申請書	交付申請書兼請求書
(1) 国民健康保険団体連合会の「電子請求受付システム」による申請をする事業所	愛媛県国民健康保険 団体連合会	知事 (様式1、様式2、様式3)
(2) 債権譲渡している事業所	—	知事 (様式4、様式5、様式6)

※区分（2）に該当する事業所を除き、原則（1）の取扱いとする。